

裾野市中小企業振興基本条例及び中小企業等振興推進会議について

(産業振興部 産業観光スポーツ課)

1 条例制定の背景

① 平成 11 年 中小企業基本法の改正

自治体の役割が、「国の施策に準じる施策の実施」から「地域の実情に応じた施策の策定及び実施」に見直され、自治体は中小企業政策の企画及び立案を行うことが求められるようになった。

② 平成 26 年 小規模企業振興基本法の制定

地方公共団体は、「小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」こととなった。

このような背景の中で、平成 27 年以降、全国的に自治体による中小企業振興基本条例の制定が増え、当市においては、令和元年 12 月に条例を制定した。

2 条例の目的

中小企業及び小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、中小企業及び小規模企業の振興のために行う基本的な施策を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興を図り、もって地域経済・地域産業の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的としています。

具体的には、目的達成のために、市の責務、中小企業等の責務、中小企業等支援機関の役割、大企業の役割、教育機関等の役割、金融機関の役割、市民の役割を定め、さらに市は、中小企業等の振興を図るための 11 項目の基本的施策を定め、関係機関が中小企業等の振興に取り組んでいくとしています。

3 中小企業等振興推進会議の位置づけと役割

中小企業等のより一層の振興の推進を図るため、条例第 12 条に「中小企業等振興推進会議」を設置することとしております。

会議の役割は、地域の経済状況や中小企業等を取り巻く環境についての情報交換を行うとともに、各機関で実施している支援内容を共有し、その内容や今後の方針について協議し検討する場としております。

4 委員

(1)委員の内訳

- ①中小企業等を代表する者
- ②中小企業等支援機関を代表する者
- ③大企業を代表するもの
- ④金融機関を代表する者
- ⑤教育機関を代表する者
- ⑥行政機関を代表する者
- ⑦前各号に掲げる者のほか、市長が認める者

(2)委員の任期／2 年

(3)議長 1 人、副議長 1 人は委員の互選